

令和7年度 横浜市次世代重点分野立地促進助成制度のご案内

～ 横浜へ進出する企業に助成金を交付します！ ～

※今年度の助成対象となる事業開始期限は令和7年12月31日です。賃貸借契約等締結の前日までに事業計画概要書の提出が必要です。

① 制度概要

対象分野 脱炭素、半導体、モビリティ、IT・情報通信、健康医療、先端技術、子育て

●市外企業が、市内に初進出する場合（市内初進出）

	要件（面積・人数）	進出機能（事業所等）	支援内容	助成額（上限）
一般企業	対象部分の床面積「50㎡以上」 かつ 対象部分の従業員数「3人以上」	●本社 ●研究所 ●事務所	床面積 10㎡ あたり 20万円	300万円
テック系スタートアップ	対象部分の床面積「10㎡以上」	●子育て関連施設※		

●市内に事業所等を持つ企業が、本社等を市内で拡張・移転する場合（拡張・移転特例）

	要件（面積・人数）	進出機能（事業所等）	支援内容	助成額（上限）
一般企業	対象部分の床面積が拡張・移転前より 「50㎡以上」増加 かつ 対象部分の従業員数が拡張・移転前より 「3人以上」増加	●本社 ●研究所 ●子育て関連施設※	増加する 床面積 10㎡ あたり 20万円	150万円
テック系スタートアップ	対象部分の床面積が拡張・移転前より 「10㎡以上」増加	●本社 ●研究所		

※子育て関連施設は市内初進出となる事業のみ対象です。既存施設の移転・拡張や、市内にすでにある事業は対象外です。

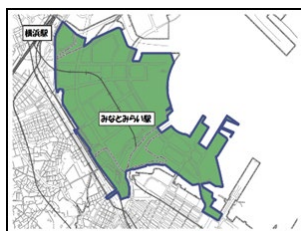
●みなとみらい21地区に立地し、事業所等の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロとする場合は、上記助成額に加えて、下記助成額を上乗せ交付します。

要件	進出機能（事業所等）	支援内容	助成額（上限）
みなとみらい21地区に立地し、 事業所等の電力消費に伴うCO ₂ 排出を実質ゼロとする場合	●本社 ●研究所 ●事務所 ●子育て関連施設	床面積 10㎡ あたり 5万円	75万円

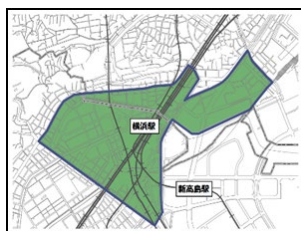
※都心部地域以外への立地・外資系企業の一次投資特例

・都心部地域（下記4地域）以外の市域に初進出する場合は「床面積 50㎡以上かつ従業員数 1人以上」に、外資系企業の一次投資の場合は「床面積 50㎡以上（従業員数要件なし）」に要件を緩和します。

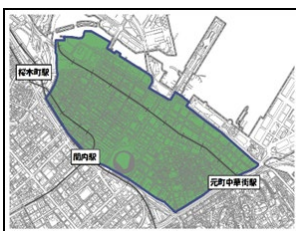
① みなとみらい21地域



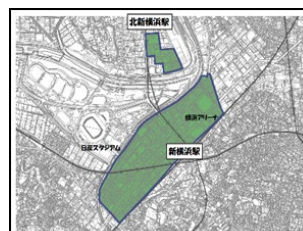
② 横浜駅周辺地域



③ 関内周辺地域



④ 新横浜都心地域



<担当・お問合せ先> 横浜市 経済局 企業投資促進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL:045-671-2594 FAX:045-664-4867 E-Mail : ke-kigyo@city.yokohama.lg.jp

- (注1) 市外企業：株式会社、合資会社、合名会社、合同会社（以下「会社」と総称します。）、外国会社又は外国会社が議決権等の3分の1超を有する会社（以下「外資系企業」といいます。）で、市内に研究所、本社、支店、営業所その他これらに類するものを有しないものをいいます。
- (注2) 事業所等：本社、研究所、事務所、子育て関連施設（子育て分野に限る。）その他これらに類するもので、その事業の用に供するものをいいます。（工場、倉庫、店舗（子育て関連施設を除く。）などは含みません。）
- (注3) 対象部分：事業所等のうち、倉庫等の物品等の保管の用に供する部分、展示スペース・ショールーム部分、物品販売・サービス提供を目的とした店舗（子育て関連施設を除く。）、飲食施設等の部分を除いた専有部分をいいます。サービスオフィス等特例の場合は、事業所等のうち、個室等の仕切りのある専有スペース（施錠可能）部分をいいます。
- (注4) 従業者：直接雇用する労働者で雇用保険の適用対象となる方をいいます。
- (注5) 都心部地域：横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成30年3月条例第5号）第2条第1号に規定する企業立地等促進特定地域のうち、みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新横浜都心地域をいいます。
- (注6) 外資系企業の一次投資：外資系企業であって日本国内に事業所等を有しないものをいいます。

【テック系スタートアップの要件】※次の要件①～③を全て満たすものとします。

① 1事業年度分の決算を終えて、かつ設立から15年を経過していないこと	
② スタートアップとしての資金調達実績等があること（ア～ウいずれか）	
ア	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等又は独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは株式会社産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けていること
イ	TECH HUB YOKOHAMAの登録メンバーであるベンチャーキャピタルから出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けていること
ウ	その他、海外においてア、イと同等の実績があること、又は、ディープテック・スタートアップを対象とする公的助成金等における資金調達実績が確認できること
③ 次のいずれかの研究開発実績があること（ア～ウいずれか）	
ア	大学発スタートアップの認定制度、研究機関発スタートアップの認定制度、又は所属機関の類似制度において認定を受けていること
イ	大学又は研究機関、企業の研究開発部門から「所属機関の研究開発に基づく事業化の証明」が可能であること
ウ	直近決算において、研究開発費を売上高で除した割合が5%以上であること

② 事業計画概要書の提出（契約※締結前）

契約※締結の前日までにこちらの書類を提出していない場合は、助成金の申請はできません。

※テック系スタートアップは、サービスオフィス契約を含みます。（法人登記が可能であり、施錠可能な個室その他占有スペースに設置するものに限ります。）

（注）申請期間中であっても、申請多数の場合には、事業計画概要書の受付を締め切ることがあります。

【事業計画概要書（第1号様式）提出後】

- ・ 契約を締結されましたら、担当へご連絡ください。
- ・ 拡張・移転特例の場合：移転前に、既存の市内事業所等の従業者数を確認させていただく書類（適用事業所台帳ヘッダー1、事業所非該当承認申請書など）をご提出いただきます。（移転後にも、事業開始後の従業者数確認のため、再度、市内事業所等の従業者数を確認させていただく書類をご提出いただきます。）

③ 助成金の交付申請（事業開始後）※下記書類をご提出いただきます。

【共通】

- (1) 交付申請書兼実績報告書
- (2) 法人概要書(第7号様式)
- (3) 役員等氏名一覧表(第8号様式)
- (4) 定款(写)又はこれに類する書類
- (5) 履歴事項全部証明書(写)
- (6) 法人設立・開設届出書又はこれに類する書類(写)
- (7) 直近2事業年度分の決算報告書その他経営状況を確認することができる書類
- (8) 賃貸借契約書(写)又はサービスオフィス契約書等(写) ※サービスオフィス契約はテック系スタートアップのみ
- (9) 事業所等における従業者数が確認できる書類
- (10) 対象部分の床面積が確認できる書類 ※(8)に規定する契約書で床面積を確認することができない場合
- (11) 課税・納税情報の取扱いに関する同意書(第9号様式)
- (12) 株主名簿(写)又は出資状況が確認できる書類(写) (交付申請者が外資系企業である場合に限る。)

【拡張・移転のみ】

- (1) 本社又は研究所の業務に従事する従業者が増加したことを確認できる書類
- (2) 市内に有する事業所等の床面積が確認できる書類
- (3) 交付申請書を提出する日の属する年度の前年度分の市税の納税証明書
(市民税が課されていない場合にあっては、市民税の滞納がないことを証明する書面)

【テック系スタートアップのみ】

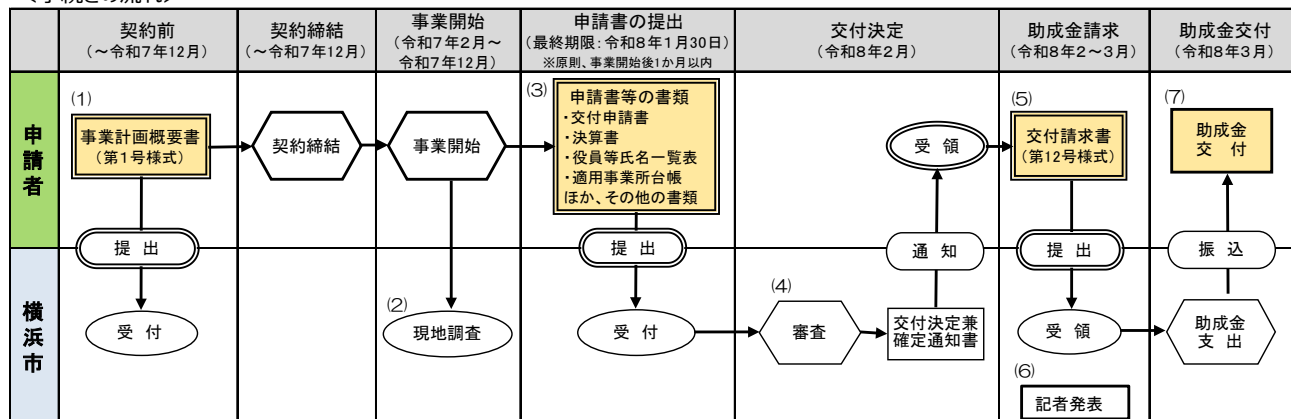
- (1) テック系スタートアップの要件に定める資金調達実績を確認できる投資契約書(写)又は資金調達実績等を確認できる書類(写)
- (2) テック系スタートアップの要件に定める研究開発実績を確認できる大学又は研究機関、企業の研究開発部門による証明書(写)、又は研究開発実績等を確認できる書類(決算報告書等により研究開発費を売上高で除した割合が100分の5以上であることが確認できない場合に限る。)

④ 手続きの流れ、スケジュール

助成金交付までの手続き及びスケジュールは、概ね次のとおりです。

- (1) 「事業計画概要書(第1号様式)」の提出 : ~令和7年12月(契約締結日の前日まで)
- (2) 職員による事業所等の現地確認 : 令和7年4月~7年12月(事業開始後)
- (3) 助成金の交付申請 : 令和7年4月~8年1月(事業開始後)
- (4) 審査、交付決定・交付額確定通知 : 令和8年2月
- (5) 交付請求書の提出 : 令和8年2~3月
- (6) 交付決定の記者発表 : 令和8年3月
- (7) 助成金の交付 : 令和8年3月 ※指定口座へ振込

<手続きの流れ>



⑤ 注意事項（必ずお読みください）

（１）助成金額の算定について

・申請額の合計が予算額を上回った場合、予算額の範囲内で按分し、申請額を減額して交付します。

（２）事業の継続義務（２年間）、実施状況報告について

① 事業継続義務期間中は、進出した事業所等で当該事業を継続しなければなりません。

上乗せ交付に該当する場合は、事業継続義務期間中、進出した事業所等で電力消費に伴う CO₂排出実質ゼロを継続しなければなりません。

※事業継続義務期間：事業開始日から２年を経過する日までの間

※事業開始日：当該事業所等で要件（P.1）を満たし、事業計画概要書に係る事業を開始した日

② 事業継続義務期間中は、当該事業の実施状況を、毎年、事業開始日の属する月に、次の書類により報告しなければなりません。

- 横浜市次世代重点分野立地促進助成 状況報告書（第 15 号様式）
- 横浜市次世代重点分野立地促進助成 役員等氏名一覧表（第 8 号様式）
- 直近の法人市民税に係る確定申告書（写し）

（注）これらの義務に違反した場合、交付決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

※上乗せ交付に該当し、事業継続義務期間中の電力消費に伴う CO₂排出実質ゼロの継続が確認できなかった場合は、上乗せ交付額のみ返還していただきます。

※返還する助成金に、年 10.95%の加算金が加算されます。

（３）他制度との併用の不可について

・横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）に基づく認定申請をした場合は、本助成金の申請はできません。

⑥ 次世代重点分野立地促進助成の対象分野一覧

	主な事業例
脱炭素※ ¹	再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、潮汐、バイオマス等）の開発・製造事業、非化石エネルギー（水素・e-Fuel・アンモニア、核融合発電等）の開発・製造事業、次世代電力マネジメント（次世代蓄電池、次世代半導体を含む。）事業、産業のエネルギー需給構造の転換に係る事業、サーキュラーエコノミーに関する事業、カーボンリサイクル事業（CCS 事業）、脱炭素資材開発・製造業などリチウムイオン電池・次世代蓄電池・関連部材の開発・製造事業、燃料電池製造事業、高効率ガスタービンコンバインドサイクル発電システム技術開発・製造事業、LED・有機 EL 等次世代照明機器の開発製造事業、スマートグリッド対応機器・システム事業、レアメタル・レアアース等の代替材料などの開発・製造事業、脱炭素分野に関連する部材・素材又は製品に係る技術の開発又は製造・認証を行う事業など
半導体	半導体製造装置開発・製造業、半導体素子開発・製造業、半導体設計用装置製造業、半導体分析機器製造業、集積回路開発・製造業、半導体検査・評価装置開発製造業、半導体に関連する部材・素材・装置に係る技術の設計・開発又は製造・認証等を行う事業など
モビリティ (化石燃料によるものを除く)	次世代交通、アボイド、自動車の DX 化（自動運転、運転支援サービス等）の開発・システムの構築・実装等、交通の安全性向上 道路システムの DX、ビッグデータを活用した交通安全対策、次世代自動車・部分品・付属品製造事業、環境適応型航空機・部分品・付属品製造事業、次世代モビリティ（ドローン、パーソナルモビリティ、グリーンスローモビリティ等）・部分品・付属品開発・製造事業など
IT・情報通信	組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、受託開発ソフトウェア業、ゲームソフトウェア業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、その他 IT・情報通信に関する研究・開発事業など
健康医療	医薬品研究・開発・製造業、医療用装置・器械の開発・製造事業、医療・介護ロボット研究・開発・応用製造事業、化成品原料の研究・開発・製造を行う事業、バイオセンサーの研究・開発・製造事業、解析・分析装置（アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など）の研究・開発・製造事業、DNA 解析サービス事業、遺伝子検査受託業務事業、医療・健康分野に関連する部材・素材等の開発又は製造に係る装置の開発又は製造・認証を行う事業など
先端技術	マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業、レーザー装置製造業、ロボット製造業、宇宙関連機器製造業、プラント関連設備製造業、新素材研究・開発・応用・製造事業、上記製造業に関連する認証事業、AI 技術活用事業、量子技術活用事業、技術安全事業など
子育て※ ²	子育て用品（チャイルドシート、こどもの衣料・食品・医療機器等）の開発・製造業、子育てサービスのオンライン化に係る事業、子育て支援アプリ開発・運営業、良質な教育プログラムを備えた託児サービスの運営事業、学習に関するソフト・ハードウェア開発、学習コンテンツ配信・出版業、子育てサービスに係る人材の育成業、家事代行、ベビーシッター業など

※¹ 脱炭素分野での「横浜市次世代重点分野立地促進助成」の交付決定を受け、横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施した中小企業者は、横浜市中企業融資制度「脱炭素よこはま資金」による金利優遇・保証料助成を受けることができます。

※² 市内の子育て環境の向上に資するものであって、利用者及びこどもの安全性が十分に担保できると市長が認めるものに限る。